◆被保険者均等割額軽減対象者の基準が広がります

被保険者均等割額は、同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計が、下記を満たす場合に軽減される仕組みとなっています。５割・２割軽減対象者の基準が広がりました。

また、基礎賦課分及び子ども・子育て支援納付金分それぞれの被保険者均等割額で軽減が適用されます。

（基礎賦課分＝㊎、子ども・子育て支援納付金分＝㊐）

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額（※1）	
		改正前（令和７年度）	改正後（令和８年度以降）
７割	㊎ 16,912 円 ※2 ㊐ 417 円	43 万円＋10 万円×(給与・年金所得者数(※1)－1)以下	変更無し
５割	㊎ 30,200 円 ㊐ 696 円	43 万円＋10 万円×(給与・年金所得者数(※1)－1)＋(30.5 万円×被保険者数）以下	43 万円＋10 万円×(給与・年金所得者数(※1)－1)＋(**31 万円**×被保険者数）以下
２割	㊎ 48,320 円 ㊐ 1,114 円	43 万円＋10 万円×(給与・年金所得者数(※1)－1)＋(56 万円×被保険者数）以下	43 万円＋10 万円×(給与・年金所得者数(※1)－1)＋(**57 万円**×被保険者数）以下
軽減無し	㊎ 60,400 円 ㊐ 1,393 円	上記以外の方	変更無し

※1 総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。
給与・年金所得者数とは、給与収入が 55 万円を超える又は公的年金等収入が 125 万円（65 歳未満の方は 60 万円）を超える世帯主及び被保険者の合計人数です。合計人数が２人以上いる場合に適用します。

※2 令和８・９年度の基礎賦課分に係る７割軽減対象者に対しては、更に 0.2 割の軽減を行います。

●軽減判定の注意点

・65 歳以上で公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から 15 万円を差し引いた額で軽減を判定します。

・事業所得の必要経費に専従者給与は入らず、事業主の所得は専従者控除前の所得で計算します。（専従者給与所得は専従者本人の給与所得から除外します）

・譲渡所得の特別控除は適用されませんが、雑損失の繰越控除は適用されます。